

# ISHIKAWA トランプのひろば

TOP NEWS

令和8年度事業計画・予算等を承認

～第371回理事会・第343回交付金運営委員会合同会議～

適正化事業の公正かつ着実な推進を図る

～第37回石川県適正化実施機関評議委員会～

いしかわ祝祭学

俱利伽羅さん  
八重桜まつり

[津幡町]

# 4

vol.308





今月のお祭・イベント

## 津幡町（倶利伽羅さん八重桜まつり）



春のやわらかな陽射しが山あいを包み込む頃、石川県と富山県の県境に位置する倶利伽羅峠は、ひとときわ華やかな表情を見せます。ここで咲き誇るのは、幾重にも花びらを重ねた可憐な八重桜。淡いピンクが折り重なり、まるで空にふんわりと浮かぶ雲のように、訪れる人の心をやさしくほめてくれます。

この地は、かつて 倶利伽羅峠の戦いの舞台としても知られています。歴史の重みを感じる場所に、やわらかな春の彩りが重なることで、ここでしか味わえない特別な時間が流れています。風に揺れる八重桜を眺めながら、ふと遠い時代に思いを馳せる——そんな贅沢なひとときが待っています。倶利伽羅の八重桜は、忙しい毎日に“もう一つの春”を届けてくれます。ほんの少し足をのびして、心ほどける風景に出会いに行ってみませんか。

### 直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ISHIKAWA

# トラックのひろば

C O N T E N T S

# 4

APRIL  
308号

ホームページ



## 燃料価格及び供給状況 に関する情報について

当協会では、会員事業所における今般の燃料価格の高騰や供給の一時停止・制限等に関する情報を取りまとめ、全ト協を通じて国交省に提供しております。

情報を事務局までお寄せください。

(TEL : 076-239-2511)

## 1 TOPNEWS

令和8年度事業計画・予算等を承認  
～第371回理事会・第343回交付金運営委員会合同会議～  
適正化事業の公正かつ着実な推進を図る  
～第37回石川県適正化実施機関評議委員会～

## 12 ご案内

令和8年度 各種助成・融資制度一覧  
令和8年度 北陸信越運輸局及び石川運輸支局  
功労者表彰並びに運行管理者表彰  
第47回トラックドライバーコンテスト石川県大会  
令和8年度省エネ走行研修  
事業報告書・事業実績報告書の提出  
会員名簿の作成に係る掲載内容の確認  
2026年度安全性評価事業（Gマーク）申請に係る説明会  
令和8年度 整備管理者選任「前」研修

## 23 3月のおもな NEWS

## 25 業界 NEWS

令和8年 春の全国交通安全運動

## 26 情報コーナー

新規会員のご紹介  
4月の行事予定  
会員名簿の変更  
交通事故発生状況  
軽油価格

## 27 事例研究



## TOP NEWS

トップニュース

# 令和8年度事業計画・予算等を承認 ～第371回理事会・第343回交付金運営委員会合同会議～

石川県トラック協会（山田秀一会长）は、3月4日（水）、石川県トラック会館において、第371回理事会・第343回交付金運営委員会合同会議を開催しました。

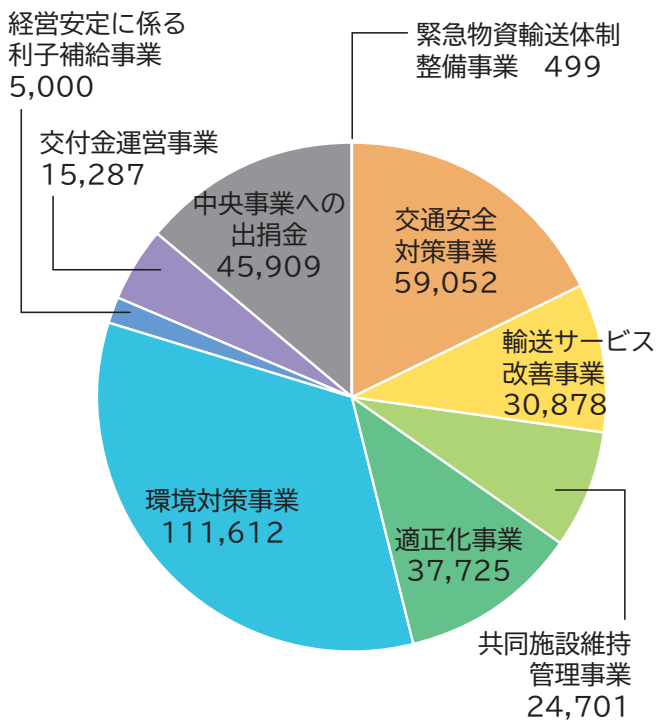
冒頭、山田会長は、「トラック適正化二法により「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、事業許可の更新制などが順次施行され、事業継続にはこれら法令の遵守が求められる。石川県においては、令和6年能登半島地震からの復興・復旧の為に、会員が1社でも欠けることのないよう関係機関と連携しながら適宜対応が必要であり、しっかりと取り組んでいきたい」と挨拶し、その後、「トラック適正化二法及び改正物流法等への対応」や「標準的運賃の活用等による適正運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率廃止に伴う影響への対応」、「燃料費対策等の推進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現」をはじめとする全10項目の重点施策を盛り込んだ事業計画のほか、令和8年度の収支予算案が承認されました。

令和8年度

事業計画  
重点施策

令和8年度は次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) トラック適正化二法及び改正物流法等への対応
- (2) 標準的運賃の活用等による適正運賃・料金收受の推進及び軽油引取税の暫定税率廃止に伴う影響への対応
- (3) 燃料費対策等の推進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (4) 多様な施策による良質な人材確保対策、賃上げ及びマナー教育の推進
- (5) 交通・労災事故の防止及び環境対策の推進
- (6) 高速道路通行料金値上げ阻止・割引拡充及び使いやすしい道路の実現に向けた諸対策の推進
- (7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底及びトラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (8) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた取り組み及び大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進
- (10) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

令和8年度交付金  
会計事業活動支出（内訳）

## 令和8年度 収支予算

（単位：千円）

実施事業等会計	収益	331,263
	費用	350,728
	増減額	△ 19,465
その他会計	収益	11,837
	費用	22,007
	増減額	△ 10,170
法人会計	収益	66,003
	費用	101,455
	増減額	△ 35,452
当期経常増減額		△ 65,087
当期経常外増減額		△ 5,000
当期正味財産増減額		△ 70,087
正味財産期首残高		76,571
正味財産期末残高		6,484

# 令和8年度事業計画

## (1)トラック適正化二法及び改正物流法への対応

### ①トラック適正化二法の施行に向けた対応

○国土交通省において検討が進められている事業許可更新制度、適正原価の策定等に向け、行政機関や全ト協と連携し、適宜対応する。

### ②委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りに関する周知と遵守に向けた対応

○令和8年4月1日から施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り、書面交付義務等の利用運送事業者への適用に関し、会員事業者及び荷主に対し、全ト協と連携し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。

### ③改正物流法に係る商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

○令和8年4月1日から施行される、改正物流効率化法の特定事業者指定と当該特定事業者に対する中長期計画の作成及び定期報告等の義務付けに関し、会員事業者及び荷主に対し、全ト協と連携し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。

○改正物流法に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対し周知徹底と支援を行う。

○商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図る

ための環境整備を推進する。

## (2)中小受託取引適正化法(取適法)の周知と遵守に向けた対応

○関係行政機関及び全ト協と連携し、トラック業界向け取適法・振興法説明会を開催し、リーフレットの配布等により会員事業者及び荷主に対し周知徹底を図り、適正運賃收受に向けた対応を図る。

## (3)時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

○時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について引き続き周知徹底を行う。

○荷主や一般消費者等に対し、リーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。

○時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握を行う。

## (4)「白トラ」輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の適確な運営

○行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の適確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の取り組みを行う。

## (5)標準的運賃の活用等による適正運賃・料金收受の推進及び軽油引取税の暫定税率廃止に伴う影響への対応

### ◇適正なコスト收受等転嫁対策

①標準的運賃の活用及び原価管理の徹底等による適正運賃・料金收受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応

○ドライバーの労働条件改善を目的とした価格転

嫁に向けた荷主交渉を促進するため、会員事業者支援を実施する。

○「標準的運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、付帯作業料・待機時間料や高速道路料金など実費について、事業継続に必要なコストが收受できるよう、実態の把握に努め、積極的に広報・周知活動を行う。

○軽油引取税の暫定税率の廃止後においても、荷主から不当な運賃の減額等が行われないよう、実態把握に努め対応を図る。

○公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう転嫁対策を推進する。また、パートナーシップ構築宣言の普及に向けて積極的に対応する。

○会員事業者に対し、標準的運賃を踏まえた原価計算と料金の考え方を周知し、荷主に対する適正な価格転嫁を後押しするための諸施策を展開するとともに、積極的な広報・周知活動を行う。

○標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃活用セミナーを開催するとともに、運賃交渉相談会の実施、専門家による経営診断及び個別運賃交渉相談に係る費用に対する助成など、適正運賃の收受に向けた支援を行う。

## (6)燃料費対策等の推進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

### ◇燃料高騰対策

### ②燃料サーチャージ導入の促進

○燃料サーチャージについて、事業者が收受できる環境を整備するため、荷主への浸透を図る

めの施策を展開する。

#### イ) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

○自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施する。

○軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新の排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

#### ウ) 近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

○物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。

○信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

#### エ) 石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施

○軽油価格改定の動向について調査情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。

#### オ) アイドリングストップの徹底

○燃料高騰対策、CO<sub>2</sub>削減の一環として、ドライバーに対し、駐車時のアイドリングストップの徹底を図る。

#### ◇ 税制対策

#### ア) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

○全ト協と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。

○事業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するための要望・陳情活動を展開する。

#### (4) 多様な施策による良質な人材確保対策、賃上げ及びマナー教育の推進

#### ア) 若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた人材確保、賃上げ及び育成教育・定着対策の推進

○19歳で大型免許取得可能となる「特例教習」の受講、準中型免許取得及び5トン限定準中型免許等限定解除、大型・中型免許等の取得費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。

○トラック運送業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年層、女性及び高齢者を含めた採用及び採用後の労務管理・育成教育、魅力ある賃金・人事制度の策定方法等について、人材確保・労働環境改善セミナーを通じて会員事業者への支援を図るとともに関係機関と連携して労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。

○走行中の携帯電話の使用やあおり運転等、ドライバーの運転マナーに係る啓発に努める。

○インターシッピング登録サイトの活用とインターシッピング実施事業者への支援を図るとともに、高等学校等への周知活動を行い、高校生等若年層に対する業界への採用促進を図る。

○地域のハローワークと連携し、求人中の会員事業者と求職者のマッチング機会の提供を通じて、会員事業者の人材確保支援を図る。

#### イ) 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

○特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れが行なわれるよう、関係機関等と連携を図りながら対応することにも、全ト協がHPに公開する技能試験への対応や就労後に交通法規などが学習できる外国人向けテキストの活用など、会員事業者への支援を行う。

○外国人が母国で取得した運転免許を特定活動期間中に円滑に切り替えるよう、指定自動車教習所等が実施する講習の受講に対する費用助

成を行う。

○会員事業者が自社の倉庫及び業務の委託を受けて運営する荷主の倉庫で従事する作業員について、物流倉庫分野における特定技能制度及び育成就労制度の導入を踏まえ、円滑な受入れが行われるよう関係機関と連携を図りながら対応する。

#### ウ) ゴミのポイ捨て根絶

○いわゆる黄金のペットボトル等ゴミのポイ捨て問題について、ドライバーのマナーの教育を徹底するとともに、広報、啓発、清掃活動等により、その根絶を図る。

#### エ) 事業後継者等の育成

○事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業を実施する他、業界等の青年組織との交流や社会貢献活動に取組むための支援を行う。

○将来のトラック運送業界を担う優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校等への講座受講の促進・助成を行う。

○事業継承の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む会員事業者への支援を行う。

#### オ) 運転者職場環境良好度認証制度の促進

○人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証)」取得の助成を行う。

#### (5) 交通・労災事故の防止及び環境対策の推進

#### ◇ 交通事故防止対策

ア) 事業用トラックによる交通事故防止対策の推進  
○定時総会、事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。

○国が策定した「事業用自動車総合安全プラン2030」を踏まえ、トラック運送業界の目標達成に向け、全ト協と連携した各種セミナー等を通じ、事故分析結果に基づくより実効性のある事故防止対策を促進する。

○トラック運送業界が全国統一で設定した事故0(ゼロ)の日を中心に交通事故防止意識の醸成に努める。

○県内の事業用トラックによる死傷事故・危険箇所の交通事故実態等を把握し、ホームページに公開するなどして事故防止を図る。

○事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づいて、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図るとともにeラーニングの活用を推進する。

○運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性診断(一般・初任・適齢)、運転記録証明の助成を行う。

#### イ 飲酒運転の根絶に向けた取組みの強化

○全ト協が作成した「飲酒運転防止マニュアル」を活用し、ドライバー等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶の意識向上を図る。

#### ウ(ド)ドライバーコンテスト等の実施

○安全意識の高揚や運転技能の向上を図るため、ドライバーコンテスト及びSDラリーコンテスト(無事故無違反100日運動)を実施するほか、全国トラックドライバーコンテストの競技ポイント解説動画等により、会員事業者に所属するドライバーの参加意欲向上を図る。

#### エ 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策

○交通事故の実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止意識の向上を図る。

#### オ 安全対策機器等の普及促進

○先進安全自動車(ASV)の普及拡大を図るため、ドライブレコーダーをはじめとした、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入に係る助成を行い、積極的な普及を促進する。また、使用過程車に後付可能なAIを備えた安全装置の市場開発状況等について情報収集に努める。

#### カ「運輸安全マネジメント」の普及拡大

○運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進するとともに運輸安全マネジメント講習(ガイドラインセミナー・リスク管理セミナー・内部監査セミナー)の助成を行う。

#### キ 駐車問題見直しへの対応

○令和5年の貨物集配中の事業用トラックに係る継続的な駐車規制の見直し及び令和7年の駐車許可及び駐車規制からの除外措置の全国統一の運用見直しを受け、引き続き、これらの見直しに係る諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

#### ク 降雪期における安全運行の推進

○降雪期における安全運行の徹底を図るため、安全運転指導及び啓発活動を実施するほか、道路除排雪、凍結対策及び無装備車両(冬用タイヤ、チェーンの装着)の乗入れに対する指導強化について道路管理者等に要望活動を行う。また、荷主団体等に対して異常気象時下における輸送に関する協力を求める。

#### ク 車輪脱落事故防止対策への対応

○「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。特に、車輪脱落事故防止のための増し締めを徹底を期すため、トルクレンチを有していない事業所の保有促進と導入のための助成を行う。

#### ◇ 労働対策

#### ア 過労死等防止対策の推進

○「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。

○セミナーや啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及促進を図る。

#### イ 健康状態に起因する事故及び健康増進・メンタルヘルス対策並びに健康経営の推進

○「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーやドライバーの生活習慣病対策(食生活、運動、飲酒、喫煙等)を通じて、健康増進と健康起因事故防止に努める。また、メンタルヘルスに関する対応強化について啓発を図る。

○中小トラック運送事業者のための健康管理システム(運輸ヘルスケアナビシステム)の導入・活用を推進する。

○脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要なことから、業務前点呼に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行うとともに、二次健康診断の受診勧奨を推進する。

○定期健康診断の受診に対する助成のほか、ドライバーが疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るために実施する脳健診(脳

ドック・脳MRI)の受診に対する助成を行う。

○ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。

○会員事業者の健康管理対策を促し、「健康経営優良法人認定制度」の取得を促進する。

#### ⑤労働災害防止の推進

○陸運労災防止協会と連携し、第14次労働災害防止計画(2023~2027)を踏まえ、墜落・転落や熱中症対策等の労災災害防止対策に取組む。

○安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。また、荷主団体等に対してドライバー等の荷役作業時における労災事故防止対策及び輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制に関する協力を求める。

#### ◇環境対策

#### ①「環境ビジョン2030」の推進

○環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入、輸送の効率化の推進、エコドライブやアイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

○「環境ビジョン2030」のメイン目標達成に向け、普及啓発の推進、促進月間を中心に、CO2排出量簡易算定ツールの活用促進を図る。

#### ②SDGs(持続可能な開発目標)への対応

○「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取組みを推進する。

○環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動」を展開し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を

実施する。

○安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。

#### ③エコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進

○燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。

○アイドリングストップ支援機器(エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置等)導入助成事業を促進する。

○エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。

#### ④GXの実現に向けた環境対応車の普及促進

○2050年カーボンニュートラルを見据えたGXの実現に向け、環境対応車である天然ガス、ハイブリッド並びに電気トラック、燃料電池トラックの導入を促進するための助成事業を行う。

○NOx・PM等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制等適合車への代替に対して、近代化基金融資による融資の利子補給を行うほか、車両高騰等コスト増の影響を受ける会員事業者を支援するため、新たに「ポスト新長期規制等適合車の導入助成事業」を創設する。

#### ⑥高速道路通行料金値上げ阻止・割引拡充及びび使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進

#### ⑦大口・多頻度割引の実質50%の割引への拡充・恒久化

○高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現に向けて不可欠なものであ

るため、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、政府・与党に対する要望活動を展開する。

○NEXCOCが管理する一般有料道路は、一部を除き大口・多頻度割引の対象となっていないため、全ての一般有料道路を大口・多頻度割引に含めるよう、県選出与党国会議員等に対し要望活動を展開する。

#### ⑧高速道路料金値上げ阻止及び割引拡充

○輸送効率の改善や一般道の交通安全・環境面の維持を図り、トラックの高速道路利用を促進するため、更なる高速道路料金の割引について、政府・与党等に対し、要望活動を行う。

○高速道路の料金値上げに対して反対する。  
○車種区分の見直しについて、国土幹線道路路部会の議論を注視し、トラック輸送に十分配慮した見直しとなるよう要望を行う。

○令和8年度から実施が予定されている、見直し後の深夜割引制度について、その影響調査を行い、必要に応じ要望を行う。

#### ⑨高速道路等における安全対策及び渋滞対策の推進

○輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、一般道路と連携した全国道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンク解消のほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、要望活動を行う。

#### ⑩重要物流道路の追加指定や機能強化の推進

○大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境の実現に向けて重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が

早期完成・供用されるよう、全ト協や石川県と連携し、適宜要望を行う。

○SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

○労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、高速道路のSA・PA、道の駅における大型及び特大車用の駐車マスの幅の拡大や、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、積極的な要望を行う。

○中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

○ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクティブエリア）の設置箇所の拡大について、全ト協と連携し、要望を行う。

○道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和と要望の推進

○特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令及び道路運送車両法の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行う。また、軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。

○特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、全ト協と連携し、要望を行う。

○公共ターミナルに係る料金値上げへの対応  
全ト協と連携し、適切な対応を図る。

◇適正化事業の推進  
推進

◇適正化事業の推進

○適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及び地方評議委員会の適切な運営

○適正化事業指導員による指導体制の強化を図り、また地方評議委員会の適切な運営に努める。

○事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

○巡回指導については、総合評価が低い事業者や法令を遵守しない悪質な事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また、関係機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する巡回指導及び乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の確な対応を図る。

○悪質性の高い違反項目について、運輸支局等への迅速な情報提供を行う。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動に呼応し対応する。

○巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。また、巡回指導を通じて、時間外労働の上限規制及び改善基準告示の周知を図るとともに貨物運送事業法の遵守の徹底を図る。

○事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。

めとする広報啓発活動を積極的に推進する。

○社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

○巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入及び保険料の納付について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。

○適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上

○全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図る。

○適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。

○運輸局・運輸支局との連携強化を目的とした官民合同の地方ブロック研修等に参加し、ブロック内における指導内容の均一化を図る。

○安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開

○貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し、円滑な推進を図る。

○荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。

○長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

○Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。

○Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

## ◇荷主対策の深度化対策

### ㉔トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

○トラック・物流Gメンをはじめ関係行政機関と連携し、事業者には違反行為を強要する荷主情報収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を行い、ドライバーの労働条件の改善や取引の適正化を図る。

○Gメン調査員による事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック・物流Gメンへの報告により、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」などの措置を講じるよう、連携強化を図る。

### ㉕令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた取り組み及び大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

#### ㉕(ア)令和6年能登半島地震への対応

○被害を受けた会員事業者の事業再建に向けた特別相談窓口を継続し、事業主等からの相談に応じる。事業基盤等の本格的な復旧・復興に向けてできることはすべて行う。

○被災地域の経済を支えるトラック運送事業者の雇用維持や事業継続などに関して、全ト協と連携を図り、関係機関や政府・与党に対する要望・陳情活動を必要に応じて適宜行う。

○被災地域の道路復旧状況等を視察し、現状を把握するとともに石川県等が掲げた能登半島地震からの復旧・復興に向けた取組みにトラック運送業界として積極的に協力する。

#### ㉕(イ)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立及び訓練

○大規模自然災害時における事業用トラックによ

るライフライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた緊急・救援物資輸送における課題やその対策等を明確化し、万全な体制を確立する。○緊急救援物資を的確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信(衛星電話、テレビ会議システム等)を活用した情報伝達訓練を適宜行う。

○災害発生後のボランティアによる救援活動等が円滑に行われるよう、石川県等からの資機材等の輸送協力に対応する。

#### ㉕(ウ)自然災害発生時に備えた災害物流専門家育成など防災マネジメントの普及拡大

○会員事業者等を対象とする災害物流専門家研修を開催し、災害物流専門家の育成に努め、自然災害への対応にあたって、参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について普及活動を展開するとともに運輸安全マネジメント講習(防災マネジメントセミナー)の助成を行う。

#### ㉕(9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進

##### ㉕(ア)引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上

○引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進を図るため、広報媒体を活用し、業界内だけでなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。

○引越基本講習と引越管理者講習を開催して、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

○引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について、一般消費者

や企業・国等に対し幅広い周知活動を推進する。

#### ㉕(イ)機関誌「トラックのひろば」及びホームページ等による会員向け情報提供と拡充施策の推進

○業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発行し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。

○情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。

#### ㉕(ウ)10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進

○10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアを活用し広報活動を展開する。

#### ㉕(ロ)トラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

○将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種コンテンツを活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。

○重要な課題・取組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行う。

○多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、YouTubeをはじめとしたSNS等の各種デジタル媒体を活用した積極的なPRを推進する。

○荷主等に対し、物価や労務費等の上昇をはじめトラック運送業界の現状を訴えるとともに標準的運賃の收受、適正取引推進等の普及促進に向けて、広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。

○新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応し、業界の現状理解と広報活動に対する協力を求める。

### イ 社会的評価向上対策の推進

○会員事業者に対して、従業員がカスハラに遭遇した際に適切に対応できるように、動画やポスター等により周知を図るとともに、カスハラ防止について、荷主や一般消費者への広報・周知活動を行う。

○「カスハラ相談窓口」を設置して会員事業者からの相談体制を整備する。

### ⑩ 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

#### ア 新技術を活用した物流効率化の推進

○2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策「総合物流施策大綱」の柱のひとつである物流DXについて、課題等の整理を行う。

○ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転車など次世代新技術を活用した物流の効率化等の推進について、実用化に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。

#### イ 物流DXの取組みの促進

○令和7年4月施行の改正貨物事業者運送事業法における運送契約時の書面交付の遵法化について、「運送申込・書面化アプリ」の活用による浸透化を図る。

○中小トラック事業者における業務の効率化・生産性向上のための物流DXの取組みを促進するため、効果的な取組み方策及び成功事例の周知、管理システム等の導入支援を行う。

#### ロ 運行管理の高度化への対応

○ITC（運行管理に活用可能な情報通信技術）を活用した遠隔点呼、自動点呼の普及促進による運行管理の高度化・効率化を図るため自動点呼に係る支援機器及びシステムの導入を支援す

る。

### ロ 荷主との連携による物流効率化に向けた取り組みの実施

○DX等による物流の効率化・生産性向上を図るため、荷主や荷主団体との意見交換やセミナー等を通じ、荷主とトラック運送事業者による物流効率化に向け、周知・普及を図る。

### (11) その他

#### ア 運輸事業振興助成交付金制度への対応と運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

○確実かつ適切な運輸事業振興助成交付金の支出に向けた対応や交付金で実施している各種事業が令和13年度以降も新しい制度や仕組みで実施できるよう必要な対応を図る。

○補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展を促進するほか、トラック会館施設の経年劣化に応じた修繕を行い保全と管理運営に努める。

#### イ 国民保護に関する業務の推進

○武力攻撃事態等の発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する図上訓練に参加し、国民保護措置に対する対応能力の向上を図る。

#### ロ 新型インフルエンザの発生に関する業務の推進

○新型インフルエンザの発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する訓練に参加するなどして、体制の確立を図る。

#### ハ 家畜伝染病の発生に関する協力

○高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発症が確認され、石川県等からの防疫資材等の輸送協力への対応が行えるよう、体制の確立を図る。

### オ 事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率化の運用

○事務局体制の強化に努めるほか、業界の諸問題等に迅速かつ適確に対応するため、支部・委員会・部会組織の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて「組織のあり方検討小委員会」の答申を踏まえた対応を行う。

○職員として必要な知識を身につけるための研修を実施し、能力の向上を図る。

#### カ 業務改革等の推進

○会員事業者向けの各種助成金制度申請に係る簡略化（申請書類の簡素化）を推進し、会員サービスの向上を図るとともに事務局業務の効率化やセキュリティ対策の強化等を図る。

#### キ 関係機関の受託業務等の推進

○陸運労災防止協会の業務委託基本協定等に基づいて、労働災害防止に係る事業の推進と支部活動支援の充実を図る。

○全ト協との業務委託契約等に基づいて、金沢トラックステーションの施設運営及び長距離運行を行う事業用トラックの安全運行の確保等を行う。また、施設内におけるアイドリングストップやごみの不法投棄禁止の徹底を図るなど環境啓発活動を推進する。

#### ク 運行管理者試験の合格率向上

○会員事業者向けの運行管理者試験受験対策に係る事前講習会を開催し、合格率の向上に努める。

#### ケ 庶務関係事項

○本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。



## TOP NEWS

トップニュース

# 適正化事業の公正かつ 着実な推進を図る

## ～第37回石川県適正化実施機関評議委員会～

石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関（山田秀一本部長）は、3月25日（水）ホテル日航金沢（金沢市）において、第37回評議委員会を開催しました。

冒頭、山田本部長は、「運送業界を取り巻く環境は、深刻なドライバー不足など依然厳しい状況が続く中、イランを巡る中東情勢の緊迫化により燃料価格暴騰し予断を許さない局面を迎えているところである。昨年、いわゆるトラック新法が成立し、適正原価を踏まえた運賃收受のあり方や事業許可の更新制など、物流の持続可能性を確保するための制度見直し進められている。トラック運送業界は、制度・取引、労働環境のいずれにおいても、まさに大きな転換期を迎えているものと認識している。このような状況の中、適正化事業実施機関としても、業界の健全な発展に努めてまいりたいと考えており、委員の皆様から幅広いご意見をいただき、指導業務に役立てて



議長を務めた坂井委員長



挨拶をする開田支局長



挨拶をする山田本部長

	選任区分	組織名・役職	氏名
委員長	学識経験者	坂井法律事務所弁護士	坂井美紀夫
委員	マスコミ	株式会社北國新聞社論説委員長	高見 俊也
	消費者	石川県婦人団体協議会会長	能木場由紀子
	荷主	石川県中小企業団体中央会事務局特命担当次長	高邑 俊生
	労働組合	全日本運輸産業労働組合連合会石川県連合会執行委員長	島田 宗典
	貨物自動車運送事業者	一般社団法人石川県トラック協会	小林 篤弘
参考人	国土交通省	北陸信越運輸局石川運輸支局長	開田 慎
		// 首席運輸企画専門官	高橋 岳大
事務局	石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長		山田 秀一
	//	副本部長	端 岩男
	//	担当部長	天田 敏勝
	//	課長	岡村 諭 以下5名

いきたい」と挨拶しました。

引き続き、議事へと移り、適正化事業実施機関の岡村課長が、令和7年度の適正化実施機関の活動状況や令和8年度の活動指針と事業計画について説明し、出席された各委員からは、「荷主等に対する指導の際には、実際にあった事例を踏まえ注意喚起してほしい」や「荷主からの無理な要求により安全運行が確保できない事例があることが分かった。こうした荷主に対してはGメン活動を通じて是正指導を行い、安全な運行につなげてほしい」などの意見・提言などがありました。

最後に、坂井美紀夫委員長が「令和7年度の活動状況については、活動指針、重点項目に則り必要な活動が認められる。今後とも適正化事業の更なる実施推進に努め、活動することを期待する」と総括し、適正化事業のより一層の推進を求めました。

## 令和8年度 各種助成・融資制度一覧

## 《 助成事業基本要件 》

各種助成事業で、以下の全てに該当するものが助成対象です

注) 令和8年度は、以下の助成事業を除き、事前申込書の提出は不要です

「ドライバー等安全教育訓練促進助成」、「環境対応車導入促進助成」、「中小企業大学校講座受講促進助成」は従来どおり事前申込が必要です

**①助成対象期間**

令和8年4月1日～令和9年2月28日

※環境対応車導入促進助成の助成対象期間は、他の助成事業の助成対象期間と異なるので、助成制度冊子でご確認ください

注) 助成対象期間外の導入・支払い・リース契約（支払開始日）等は、助成対象外

**②助成対象機器及び対象者**

- ・石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの
- ・石川県所属の運転者が受診・受講するもの（退職者は対象外）

**③会費の滞納がないこと****④支払いは、買取り及びリースのみ（一部買取りのみやサブスクリプションサービスを含む場合あり）**

※請求書又は見積書（リース）、契約書（サブスク）に、メーカー名、型式、価格が記載してあること（車両一括の場合、車両代内訳に記載が必要）

※インターネットを利用した振込の場合、振込が完了した（振込指定日以降）書類が必要  
受付・予約・承認済等の書類だけでは支払証拠書類になりません（振込日の入出金が分かる通帳等の写しを追加できれば可）

注) 助成対象外：支払期日が翌年3月以降のクレジットカード決済及び手形払い（インターネット等利用の手形決済（でんさい等）含む）、車両・装置等の割賦（売買）契約、延払契約・転貸リース、売掛相殺等支払証明できないもの

**⑤各助成金の申込み額が、予算額を超過した場合には、受付期間内であっても、締切ります**

※ホームページ・トラックのひろばをご確認ください

**⑥各種助成制度 実績報告書類提出期限**

令和9年2月28日（消印有効）

※報告書の提出がなければ、助成はしません

※原則、導入・支払・リース契約後、30日以内に提出すること（協会からは、未提出について、一切連絡いたしません）

※報告書は、持参、郵送またはMail (jyoseikin@ishitokyo.or.jp) で申請できます (FAXは不可)

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2284

詳しくは、既にご案内の冊子「令和8年度助成制度」及び協会ホームページをご覧ください。

交通対策

ドライブレコーダー機器

全ト協指定機器を導入した場合、以下の金額を助成します。  
 ①簡易・標準型…………… 1万円  
 ②運行管理型…………… 2万円  
 ③EMS機器一体型 …… 装置価格(税抜)の1/3(上限6万円)  
 ※助成額より下回る場合、実費相当額を助成します。

安全装置

以下の安全装置(全ト協指定機器)を導入した場合、対象装置ごとに取得価格の1/2(上限2万円、②の装置は上限10万円、⑤の装置は上限3万円)を助成します。  
 ①後方視野確認支援装置  
 ②側方衝突監視警報装置(後付け装置のみ)  
 ③アルコールインターロック装置  
 ④IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器  
 ⑤大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)  
 ※②は、車両総重量7.5t以上に限る。  
 ※④は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)に限る。  
 ※⑤は、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に1台を上限とする。  
 トルクレンチは、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成対象とし、型式等の特定は行わない。

一般適性診断・  
初任・適齢診断

石ト協が協定している機関(自動車事故対策機構、七尾自動車学校、ヤマト・スタッフ・サプライ(株))で適性診断を受診した場合に助成します。  
 ①一般適性診断…………… 全額(2.4千円)  
 ②初任・適齢診断…………… 2.4千円  
 ※会員名簿の車両台数の範囲内  
 ※ヤマト・スタッフ・サプライ(株)は一般適性診断・初任診断のみ

運転記録証明等手数料

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明等の発行手数料を全額助成します。  
 ※会員名簿の車両台数の範囲内

安全運転教育

ドライバー等が全ト協指定研修施設において所定の講座を受講した場合に助成します。  
 ①特別研修…………… 7割助成  
 ※Gマーク認定事業所の場合…………… 全額助成  
 ②一般研修…………… 1万円助成

### 運行管理者一般講習

石ト協が協定している指定講習機関（自動車事故対策機構（eナスバ含）、七尾自動車学校、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)）が実施する一般講習の受講手数料全額（3.2千円）を助成します。  
※選任者のみ

### 安全マネジメント講習

自動車事故対策機構が実施する安全マネジメント講習会等の受講料の一部（3千円）を助成します。

## 環境対策

新規

### ポスト新長期等 規制適合車

ポスト新長期等規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で平成27年度燃費基準達成車を新規登録した場合、普通車1台あたり10万円、小型車1台あたり5万円を助成します。  
※1事業者あたりの助成金上限額及び台数は、HPに記載。

### エコタイヤ・再生タイヤ

標記タイヤを導入・装着した場合、1本4千円を助成します。  
※1車両8本、装着1回分までに限る。  
※1事業者あたりの助成金上限額は、HPに記載。

### EMS 機器 ※デジタコ等

全ト協指定機器を導入した場合、機器価格（税抜）の1/3（上限6万円）を助成します。

### 環境対応車

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池トラックを導入する場合、価格差の一部を助成します。  
※車両登録をする前に申請が必要（1ヶ月前）

### アイドリングストップ 支援機器

全ト協指定機器を導入した場合、購入価格の1/2を助成します。（上限は、HP参照）

労働対策

「働きやすい職場認証制度」  
認証取得

国が創設した運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）の認証取得に要した費用（審査料・登録料）の一部を助成します。

①県内本社の事業者（県単位で申請する場合の申請者を含む）

- ・新規取得、上位認証取得 3万円
- ・同位認証継続 2万円
- ・三ツ星の新規取得 5万円

②本社以外の県内営業所

- ・新規取得、上位認証取得、  
同位認証継続 4千円

脳健診  
(脳ドック・脳MRI)

運転者に対し、脳健診を実施した場合、1名につき検査費用（税抜）の1/2（上限1万円）を助成します。

※同一運転者につき1回のみ

※1事業者5名まで

健康診断

運転者に対し一般健康診断を実施した場合、1名につき2千円を助成します。

※同一運転者につき1回のみ

※会員名簿の車両台数に2千円を乗じた額まで

大型・中型・準中型・  
けん引免許等取得及び  
受験資格特例教習修了

4/1～2/28迄に自動車教習所へ入校し、標記免許過程を修了、支払が完了し、免許を取得（特例教習・外免切替講習を修了）した場合に助成します。

①大型……………8万円 ②中型……………5万円

③準中型………4万円 ④けん引………3万円

⑤限定解除…2.5万円

⑥受験資格特例教習…受講費用の1/3（上限10万円）

⑦外免切替講習…受講費用の1/2（上限4万円）

※1事業者10名迄、1人1回

※免許取得（特例教習修了）後、運転者として6ヶ月以上在籍していること

血圧計

全ト協指定機器を導入した場合、機器価格（税抜）の1/2（上限5万円）を助成します。

※1事業所1台まで

睡眠時無呼吸症候群  
(SAS) 検査

スクリーニング検査を全ト協が指定する医療機関で受診した場合、検査費用5千円（上限）を助成します。

## インターンシップ導入

全ト協のインターンシップ受入事業者として登録し、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に助成します。

- ①受入期間 3日間…9万円
- ②受入期間 4日間…11万円
- ③受入期間 5日間…13万円

## 自動点呼機器

全ト協指定機器を導入した場合、導入費用(税抜)上限10万円を助成します。  
※1事業者1台まで、Gマーク認定事業所は2台まで  
※中小企業に限る

## 輸送サービス改善

### 信用保証協会保証料

石川県信用保証協会の保証を受け、銀行から融資を受けた場合、その保証料の1/2(上限20万円)を助成します。  
※但し、新規借入に限る(当座貸越等は対象外)

## 近代化基金融資

【融資取扱金融機関】(株)商工組合中央金庫

【一般融資】

- (1)トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備等に要する資金
- (2)人材確保及び生産性向上のための設備資金
  - ①福利厚生施設の整備に要する資金
  - ②荷役機械(テールゲートの設置を含む)購入に要する資金
- (3)車両等の購入(代替を含む)および車両の改造に要する資金

【環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資】

- (1)環境対応車(CNG車、ハイブリッド車)の購入に要する資金
- (2)EMS機器等の購入に要する資金

【ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資】

- (1)ポスト新長期規制適合車の購入に要する資金
- (2)平成28年度排出ガス規制適合車及び平成27年度燃費基準達成車の購入に要する資金

※利子補給率……5月中旬のご案内でお知らせします。

※償還期間……最大10年(車両は5年)

※公募開始……5月中旬頃

## 中小企業大学校講座

中小企業大学校の研修コースを受講した場合、受講料の2/3を助成します。

## 保養施設

石川県トラック協会が協定している施設を利用した場合、1名2千円(1回)を補助します。  
※会員名簿の車両台数の範囲内

Gマークの  
加対象



エコドライブ推進事業所認定事業は、当協会が主催するエコドライブ推進運動において、燃費改善に向けた取り組みを実施した会員事業所に対し、エコドライブ推進事業所である認定を行うことにより、更なるエコドライブの普及、推進を図り、もって環境保全、安全性の向上に資することを目的に実施している事業です。

エコドライブ推進事業所認定事業

# 26 事業所を認定！ (新規 7、更新 19) (合計 87 事業所)

<b>加賀市</b>		北日本運輸(株)	本社営業所	明祥物流(株)	本社営業所
宇谷運輸(株)	本店営業所	大高運輸(株)	北陸営業所	(株)谷井運輸倉庫	本社営業所
丸運トラック(株)	本社営業所	国勝運送(株)	松任営業所	<b>NEW!!!</b> (有)林商事	本社営業所
<b>NEW!!!</b> 明和運送(有)	本社営業所	<b>NEW!!!</b> (株)やまと商事	本社営業所	(有)エス・ティ物流	本社営業所
<b>小松市</b>		北陸大池運送(株)	本社営業所	<b>NEW!!!</b> (株)金港倉庫	本社営業所
(有)月津運送	本社営業所	(株)関西丸和ロジスティクス	個配石川営業所	北陸ダイセキ(株)	本社営業所
海老運送(有)	本社営業所	<b>NEW!!!</b> (有)城寛商事	本社営業所	オオニシ機工(株)	本社営業所
大信建運(株)	本社営業所	<b>金沢市</b>		北陸貨物運輸(株)	泉本町営業所
上田運輸(株)	本社営業所	西川輸送(株)	本社営業所	<b>NEW!!!</b> (株)グリーンサービス	北陸営業所
<b>能美市</b>		日栄運送(株)	本社営業所	<b>河北郡</b>	
吉美商事(株)	本社営業所	(株)トリビュート	本社営業所	(株)榛南ツバタ	本社営業所
(株)クリエイト吉美	本社営業所	(株)大崎	金沢営業所	<b>かほく市</b>	
大協運送(株)	本社営業所	(株)ツカサ	本社営業所	(株)久保建材工業	本社営業所
(有)能登物流	本社営業所	大森建設運輸(株)	本社営業所	(有)北陸建運	本社営業所
折戸運送(有)	本社営業所	(株)シキケミカル	本社営業所	(株)梶運送	本社営業所
司北陸(株)	石川能美営業所	(株)北陸環境サービス	本社営業所	(株)エコマスク	本社営業所
(株)日本海開発	本社営業所	中作運輸(株)	本社営業所	<b>羽咋郡</b>	
富山県トラック(株)	石川営業所	(株)北都高速運輸倉庫金沢	金沢営業所	(有)初谷運送店	本社営業所
<b>能美郡</b>		北陸名鉄運輸(株)	金沢支店	(株)戸坂運送店	本社営業所
(有)裕進運輸	金沢営業所	(株)ライフアトラス	金沢支店	(株)宏栄商会	本社営業所
タケシタ運送(株)	本社営業所	(株)浜庄運輸	本社営業所	<b>羽咋市</b>	
(株)日章	本社営業所	北陸名鉄運輸(株)	金沢営業所	能登部運送(株)	本社営業所
みなと梱包運送(株)	本社営業所	(株)トヨタレンタリース石川	本社営業部	長良通運(株)	北陸営業所
<b>白山市</b>		安房運輸(株)	金沢営業所	西村運送(有)	本社営業所
(有)ケイ. ケイ. エム	本社営業所	大西運輸(株)	本社営業所	<b>鹿島郡</b>	
千代田運輸(株)	金沢営業所	(株)シンコー運輸	本社営業所	是則北陸運輸(株)	良川営業所
是則北陸運輸(株)	金沢営業所	ラニイ福井貨物(株)	金沢支店	日生運輸(株)	本店営業所
国勝運送(株)	白山営業所	(株)梶運送	金沢営業所	<b>七尾市</b>	
黒瀬運送(株)	本社営業所	北川運輸(株)	本社営業所	<b>NEW!!!</b> (有)國富産業	本社営業所
(株)ヤマトインテグレート	石川営業所	星崎運輸(株)	金沢支店	<b>珠洲市</b>	
(株)タツタ流通産業	本社営業所	中居建設(株)	本社営業所	(有)丸後運輸	本社営業所
中越テック(株)	石川営業所	三福運輸(株)	金沢営業所	三杉運送(株)	本社営業所
大和物流(株)	金沢支店	(株)アースメイク	本社営業所		
(株)石美屋	本社営業所	(有)ヒヨリ運輸	本社営業所		

詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

<https://www.ishitokyo.or.jp/eco.php> TOP > 環境対策

## 令和8年度 北陸信越運輸局及び石川運輸支局 功労者表彰並びに運行管理者表彰

標記表彰について、同封の表彰案内をご確認うえ、ご推薦くださいますようご案内申し上げます。

### 1. 北陸信越運輸局功労者表彰

#### (資格要件／運転者)

- (1) 石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- (2) 運転者として20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (3) 3年以上無事故・無違反の者。
- (4) 当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- (5) 満50歳以上。

#### (資格要件／その他従事者)

- (1) 石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- (2) 当該業務に25年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (3) 3年以上無事故・無違反の者。
- (4) 満50歳以上。

### 2. 石川運輸支局功労者表彰

#### (資格要件／運転者)

- (1) 運転者として15年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (2) 3年以上無事故・無違反の者。
- (3) 当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- (4) 満48歳以上。

#### (資格要件／その他従事者)

- (1) 当該業務に20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (2) 3年以上無事故・無違反の者。
- (3) 満48歳以上。

### 3. 自動車運送事業の運行管理者表彰（北陸信越運輸局・石川運輸支局）


#### (資格要件)

自動車運送事業の運行管理者として選任され、10年以上業務に従事し、現に運行管理業務を行っており、以下の(1)～(4)全てに該当する者。

- (1) 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有する者。
- (2) 運行管理者の業務を十分に理解し、適確に実施していること。
- (3) 勤務状態が優良であること。
- (4) 5年以上の期間について、輸送の安全確保に努めたと認められる者。

※石川運輸支局運行管理者表彰後5年以上の者は北陸信越運輸局の同表彰対象

**推薦期限** 令和8年4月30日（木）まで

**提出書類** 当協会ホームページからダウンロード出来ます。  
また、郵送を希望される方は、下記までお問合せください。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会総務課 TEL 076-239-2511

ご案内

## 第47回トラックドライバーコンテスト石川県大会

1. 日 時 令和8年6月20日（土） 9：00～
2. 場 所 石川県運転免許センター（金沢市東蚊爪2-1）
3. 部 門 ①4トン部門 ②11トン部門 ③トレーラ部門
4. 競技種目 ①学科 ②実科（運転技能、整備点検）
5. 申込方法 5月上旬に別途ご案内します。

ご案内

## 令和8年度省エネ走行研修

1. 日 時 令和8年5月29日（金）～30日（土）

5月29（金）	13：20【集合】 13：30【出発】	石川県トラック会館を出発（貸切バス） 研修施設内で宿泊
5月30（土）	8：45～15：00	研修
	19：20【到着】	石川県トラック会館に到着、解散

2. 場 所 （一社）愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター  
（愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127）
3. 対 象 者 指導的立場にあり、省エネ走行を実践・指導する方
4. 定 員 20名（定員に達し次第締切） ※1会員1名
5. 申込方法 同封の申込書により、4月24日（金）までにFAXにてお申込みください。
6. そ の 他 安全性評価事業（Gマーク）の加点対象となる研修です。

お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

標記報告書は、法令により貨物運送事業者に提出が義務付けられているものでありますので、必ず下記の期日までにご提出ください。

### 1. 提出日及び提出部数

報告書の種類	提出日	提出部数
事業報告書	令和7年度の決算後100日以内	4部
事業実績報告書	令和8年7月10日まで（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	5部

※上記提出部数は、貴社控えを含んだ部数となります。

※トラック協会ホームページ（様式集）からもダウンロードできます。 

### 2. 提出先

(1) 石川県トラック協会 (〒920-0226 金沢市粟崎町4-84-10)

(2) 石川運輸支局輸送・監査部門(〒920-8216 金沢市直江東1-1)

※運輸支局へ郵送にて提出する際は、返信用封筒の同封が必要となります。

※オンライン申請（e-Gov）でも提出ができます。

当協会では、「令和8年度会員名簿」の作成にあたり、掲載内容の確認を行います。別途送付済の案内をご確認いただき、期日までに提出してください。

**必ずご提出ください**

令和8年3月10日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇  
一般社団法人 石川県トラック協会

**会員名簿作成に係る掲載内容の確認について**

関係 府下各々までご連絡のこととお喜び申し上げます。  
 平素は、貴協会の事業運営にご理解ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
 さて、令和8年度会員名簿の作成にあたり、下記事項のご確認をお願いいたします。FAXにてご返信くださいますようお願いいたします。

記

1. 会員名簿掲載内容

区分	氏名	住所	性別	年齢	業種	職名

2. 提出期限 令和8年4月10日（金）**厳守**

3. 送付事項  
 ① 会員名簿に掲載する事業所名は、4月1日現在の所管管轄区域の  
**所在地を記載する必要があります。**  
 ② なお、事業所管轄区域がない場合は、実業や登記なきものとして掲載させていただきますので予めご了承ください。

4. お問い合わせ 協会事務局（TEL/076-239-2511）

FAX 076-239-2287

**上記の「1. 会員名簿掲載内容」の変更の有無について**

あり /  なし

※「あり」の場合は、別添「掲載変更履歴」をご添付ください。

令和8年 〇 日  
 (印 捺 印)  
 (代表者 氏 名)  
 (ご所属 部署)

提出期日

**令和8年4月10日（金）厳守**

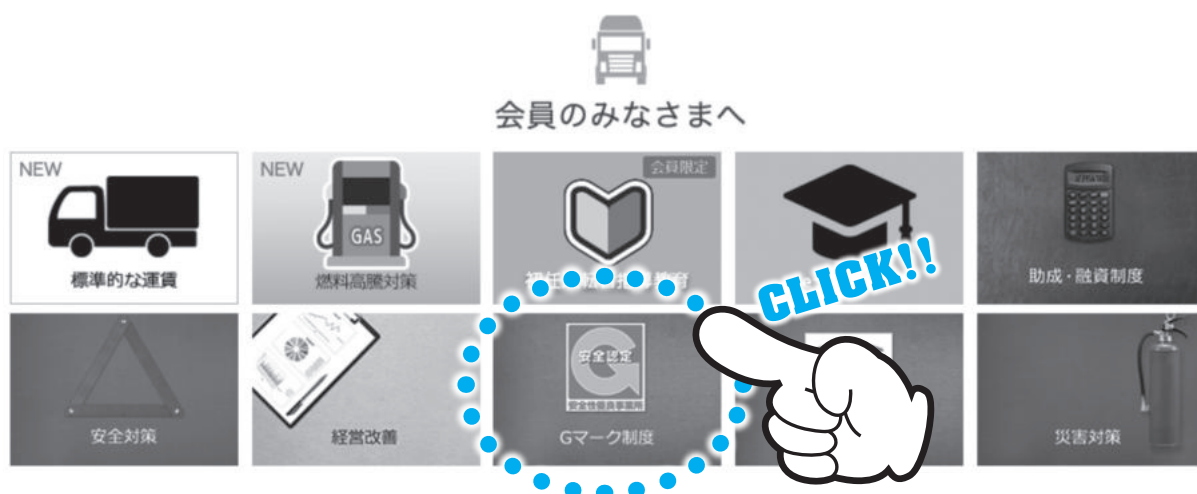
※ご案内は3月にお送りしております。

**お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511**

ご案内

## 2026年度安全性評価事業（Gマーク）申請に係る説明会

1. 日 時 令和8年5月14日（木）13：30～15：00
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）  
※オンライン（ZOOM、上限100名）での視聴も可能です。
3. 対 象 認定取得を希望する事業者及び更新事業者
4. 申込方法 同封のご案内よりお申し込みください。
5. そ の 他 5月中旬（予定）より、申請書作成システムがご利用できます。  
協会ホームページより、申請手続きについての解説動画（YouTube）が視聴できますので、ご覧ください。（5月中旬に公開予定）



### Gマーク申請に係る相談所を開設します

石ト協では、会員の皆様の円滑な申請に向けて、「Gマーク申請に係る相談所」を下記の期間開設しますので、ぜひご利用ください。

1. 期 間 令和8年5月11日（月）～6月26日（金）  
①10：00～ ②13：00～ ③15：00～
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 申込方法 当協会適正化事業課まで、電話にてお申し込みください。



お問合せ （一社）石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285

## ご案内

## 令和8年度 整備管理者選任「前」研修

## 1. 実施日

実施日	定員	申込締切 (実施日の一週間前)
令和8年5月25日(月) 12:30～15:45 (受付:12:00～12:20)	50名程度	令和8年5月18日(月)

2. 場 所 金沢市異業種研修会館2階 第2研修室(金沢市打木町東1400)

3. 対象者 自動車整備士の資格を有していない方で、整備管理者になられる方。

4. 申込み 以下のURL又は二次元コードよりお申込み下さい。

URL: <https://seminar-reservation.jp/seminar> 二次元コード:



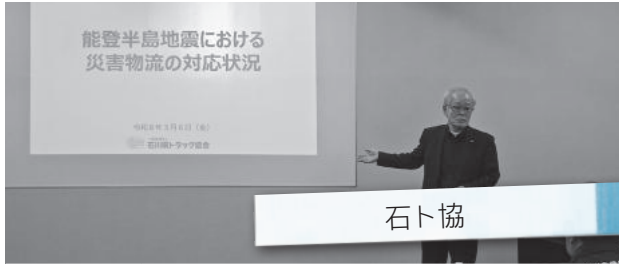
※氏名の間違い、生年月日の間違い等がある場合受講できない可能性があるため、お間違いのないようにご確認の上入力してください。なお、必ず連絡先を明記して頂きますようお願いいたします。

※受付したものについては、こちらから返信のご案内はしておりません。申込日をお忘れないようにご注意下さい。なお、定員に達した場合は、受付終了となります。

## 5. 注意事項

- ・受付時に本人確認のできる身分証(運転免許証等)を確認しますのでご持参ください。
- ・遅刻は認められませんので、時間に余裕をもってご参加下さい。
- ・研修は無料です。資料は、当日の受付時に配布します。

お問合せ (一社)石川県トラック協会 TEL 076-239-2511



石ト協

## 6日 三重県トラック協会(伊賀支部)が災害物流視察

三重県トラック協会伊賀支部(山本貞夫支部長)の皆さんが「能登半島地震緊急物資輸送研修」として当協会を訪れ、災害物流への対応状況などについて意見交換を行いました。(石川県トラック会館)



適正化実施機関

## 9日 石川運輸支局との月例会議

適正化実施機関(山田秀一本部長)は、石川運輸支局と月例会議を開催し、巡回指導結果や最近の監査状況などについて情報交換を行いました。(石川県トラック会館)



金沢第2支部

## 10日 第43回運営委員会

金沢第2支部(操川一郎支部長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(石川県トラック会館)



金沢第3支部

## 12日 第42回運営委員会

金沢第3支部(吉田修一支部長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(石川県トラック会館)

## News Calendar

# 3月の おもなNEWS

### MARCH 2026



労働委員会

## 2日 第38回 労働委員会

労働委員会(小前田彰委員長)は、会議を開催し、次年度の事業計画などについて協議しました。(石川県トラック会館)



石ト協

## 4日 第100回正副会長会・第100回総務委員会合同会議

石川県トラック協会は、会議を開催し、理事会上程議案などについて協議しました。(石川県トラック会館)



石川支部

## 6日 第62回運営委員会

石川支部(北本祐一支部長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(いし)



石ト協

**19日** 被災地の道路等復旧状況視察

正副会長・総務委員会は、能登半島地震から2年が経過し、被災地の現状を正確に把握するとともに将来の防止対策などに役立てることを目的に、道路復旧状況等を視察しました。(奥能登地域)



建設輸送部会

**24日** 第10回正副部会長会議

建設輸送部会(稲岡利男部会長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(石川県トラック会館)



金沢第1支部

**26日** 第19回全体会議(講習会)

金沢第1支部(山田秀一支部長)は、全体会議(講習会)を開催し、最新自動点呼情報や外国人雇用が拓く物流の未来について学びました。(金沢市異業種研修会館)



青年部会

**13日** 令和7年度第2回青年経営者研修会

青年部会(東崎真也部会長)は、研修会を開催し、トラックGメンや運送業者の人的資本経営などについて学びました。(しいのき迎賓館)



労働委員会

**16日** 人材確保に係る合同企業説明会

労働委員会(小前田彰委員長)は、人材確保対策の一環として、石川労働局の協力のもと、合同企業説明会を開催し、会員事業者が運送業への就職希望者との個別面談を行いました。(ハローワーク金沢)



加南支部

**17日** 第54回運営委員

加南支部(小前田彰支部長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(ウレシヤス小松)



能登支部

**18日** 第38回運営委員会

能登支部(小林茂成支部長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(浜夕)

令和8年

～交通マナーアップいしかわ～

# 春の全国交通安全運動

期間 4月6日(月)～4月15日(水)

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ◆通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ◆「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



令和7年度交通安全ポスターコンクール 小学校低学年の部

かが いとわ  
七尾市立中島小学校1年 (入賞当時) 加賀 愛和さんの作品

石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課 (電話076-225-1387)

## 新規会員のご紹介

**北陸セメント販売(株)**  
 代表者名：廣瀬 啓介  
 〒929-0343  
 河北郡津幡町南中条チ13  
 TEL：076-289-3116  
 FAX：076-289-3118  
 車両台数：5台  
 支部：金沢第3支部

**(株)上智**  
 代表者名：浅井 智  
 〒925-0046  
 羽咋市兵庫町申10-8  
 TEL：0767-23-5205  
 FAX：0767-23-5206  
 車両台数：5台  
 支部：能登支部

**(有)テムラ工業**  
 代表者名：出村 悟  
 〒920-3103  
 金沢市湖陽1-147  
 TEL：076-257-5825  
 FAX：076-256-0266  
 車両台数：10台  
 支部：金沢第3支部

## EVENT CALENDAR 4月の行事予定

3日(金)	中部交通共済協同組合理事会(愛知県)
4日(土)	集団健診(石川県トラック会館)
6日(月)	春の全国交通安全運動 ※~15日 春の全国交通安全運動知事メッセージ伝達式(石川県庁) 春の全国交通安全運動街頭キャンペーン(香林坊アトリオ)
9日(木)	石川県監査(石川県トラック会館) 全国専務理事業務連絡会議(東京都)
10日(金)	「交通事故死ゼロを目指す日」 貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会(東京都)
11日(土)	フォークリフト運転技能講習(石川県トラック会館) ※(Aコース)12日、18日、19日 (Bコース)15日~17日
13日(月)	石川運輸支局・適正化実施機関定例会議(石川運輸支局) 高速安協 春の全国交通安全運動キャンペーン(徳光PA)
14日(火)	全ト協 重量部会常任委員会(東京都) 陸災防 役員会(ホテル日航金沢)
15日(水)	奥能登支部 第22回全体会議(のとふれあい文化センター) 全ト協 ダンプトラック部会ワーキンググループ会議(東京都) 中交協石川県支部役員会(中部交通共済協同組合金沢事務所)
16日(木)	建設輸送部会 第19回全体会議・改正事業法に関する説明会(石川県トラック会館)
17日(金)	北陸信越ブロック青年協議会 物流DX研修会(長野県) 北陸信越ブロック青年協議会幹事会(長野県) 二水会(石川県自動車会館)
20日(月)	石川支部 第21回全体会議(グランドホテル白山) 金沢第1支部 第20回全体会議(金沢市異業種研修会館)
22日(水)	金沢第2支部 第21回全体会議(テルメ金沢)
24日(金)	加南支部 第25回全体会議(ゆのくに天祥) 石川県労働災害防止関係団体連絡協議会(金沢駅西合同庁舎)
27日(月)	石川県貨物運送協同組合連合会理事会(石川県トラック会館)
28日(火)	能登支部 第18回全体会議(ポートサイド七尾)

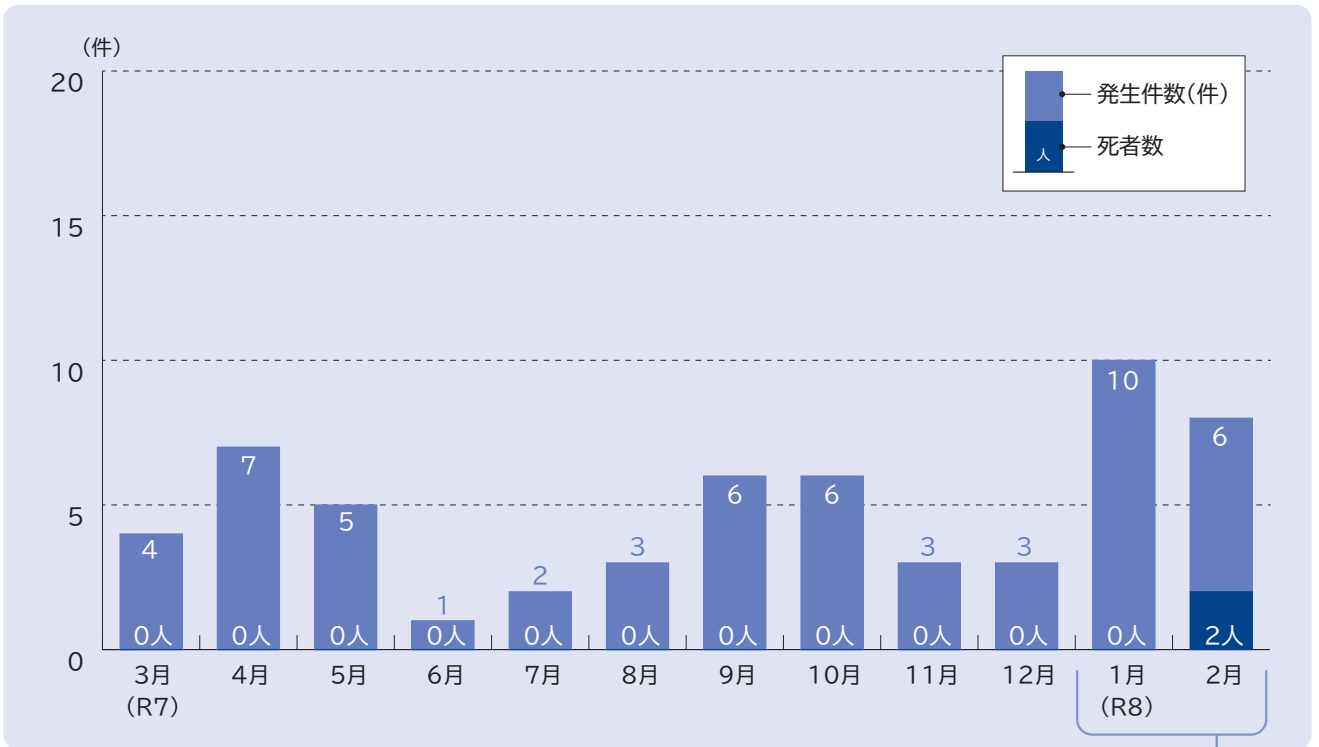
## 会員名簿の変更

頁	行	事業者名	変更項目	変更内容
13	26	(株)久津運送店加賀営業所	営業所代表者	大坪 剛
25	12	(有)中部生コン	本社住所	〒924-0801 白山市田中町246-1



# 交通事故情報

## 石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



## 内訳 令和8年事故類型別発生状況(1~2月)

	人对車両	車両相互							車両単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(-2)	0(±0)	10(+9)	3(+3)	1(+1)	0(±0)	1(±0)	0(-2)	1(+1)	0(±0)	16(+10)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	2(+2)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	2(+2)

※ ( ) 内は昨年比

(提供/石川県警)

### (参考)

#### 石川県内全車種(乗用車含む) 令和8年交通事故発生状況 1~2月(増減)

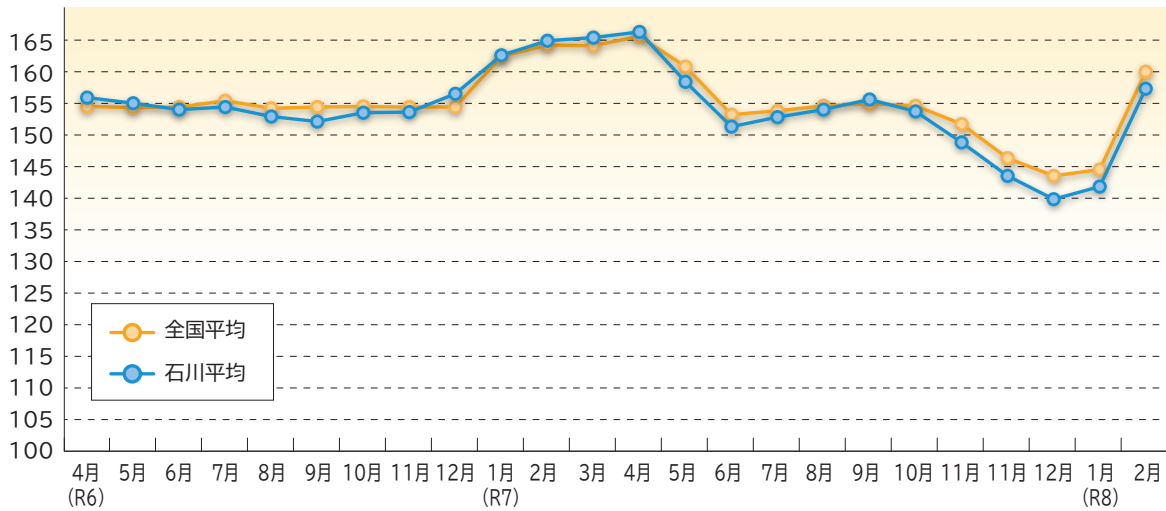
発生件数	死者数(人)
330(+72)	5(+5)



# 軽油価格情報

軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”

円/リットル  
(税込み)

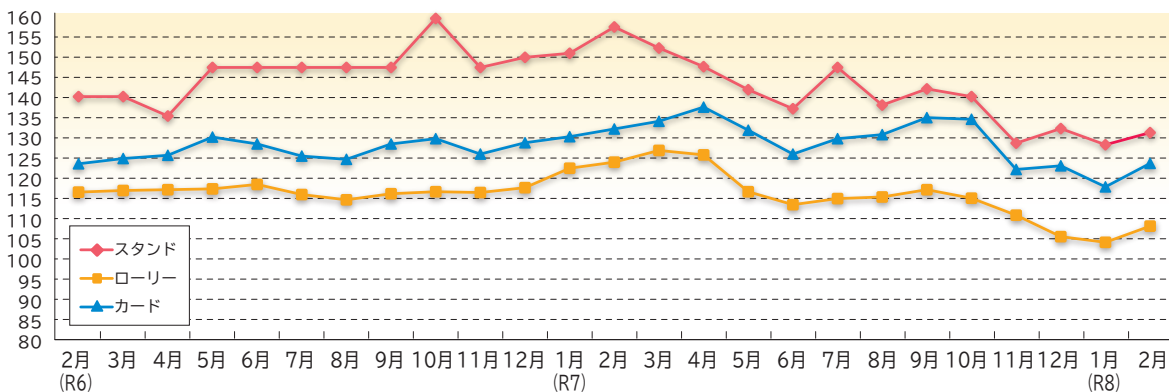


平均価格	R7 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月
全国	164.1	165.6	160.8	153.2	153.8	154.6	154.9	154.6	151.7	146.3	143.5	144.5	160.0
石川	165.4	166.3	158.4	151.3	152.8	154.0	155.6	153.7	148.8	143.5	139.8	141.8	157.3

## 石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内30事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

平均価格	R7 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月
スタンド	156.9	151.7	147.1	141.4	136.7	146.9	137.6	141.6	139.7	128.2	131.8	127.8	130.8
ローリー	123.5	126.4	125.3	116.2	113.0	114.5	114.9	116.7	114.6	110.4	105.1	103.7	107.7
カード	131.7	133.6	137.1	131.4	125.5	129.3	130.3	134.5	134.1	121.7	122.6	117.4	123.2
値上げ 要請額	1.4 (7社)	1.0 (8社)	2.5 (9社)	0.0 (7社)	0.0 (6社)	1.1 (6社)	2.4 (7社)	0.9 (8社)	3.0 (7社)	0.0 (7社)	0.0 (2社)	0.0 (2社)	5.0 (1社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。( )内は、要請のあった事業者数。

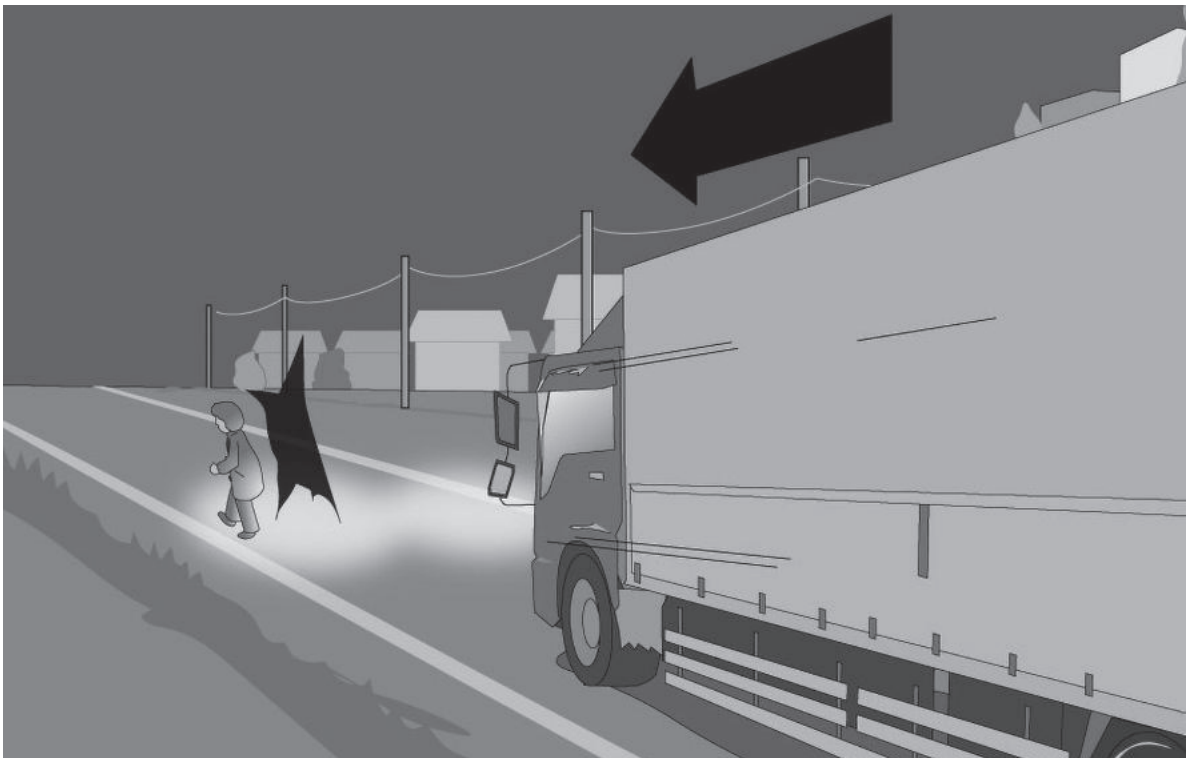
事故に  
学び  
安全運転に  
生かす

## 事例研究 246

# 深夜に歩行者をはねる

### 事故の概要

- 発生日時 3月〇日(金) 午前2時20分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が深夜に配送先に向かって片側1車線の県道を走行中、道路左側を車道にはみ出して歩いていた相手をはね重傷を負わせたもの。
- 事故当事者 35歳男性 相手側 67歳女性
- 事故原因 運転者は、深夜、配送先に向かって県道を走行していました。その日は、配送先が遠方のため前夜からの長距離走行となりましたが、疲労感や眠気はありませんでした。周囲は暗く明かりといえば運転車のヘッドライトと街路灯だけで、すれ違う車も前を走る車もほとんどなく、淡々と運転をしていました。そんななか、タバコの火を消そうと一瞬灰皿に目をやり、そして前方に視線を戻したときには目前に相手の姿がありました。あわててブレーキを踏みましたが間に合いませんでした。交通量の少ない深夜の運転は単調なため注意力が低下し漫然運転になりがちですので、常に緊張感を持って運転に集中し、脇見することなく、スピードも控え目にしたいものです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

## 被害／損害

## 67歳女子後遺障害1級

総損害額1億900万円

## ■被害概要

- ・被害者の職業 無職
- ・被害状況 頸髄損傷、胸椎破裂骨折、肺挫傷症などにより入院24ヶ月

## ■損害額内容

・治療費	1,600万円
・慰謝料（傷害）	450万円
・逸失利益	1,200万円
・慰謝料（後遺症）	2,800万円
・将来の介護料	4,850万円
計	10,900万円

## ■運転者について

今回の事故により運転免許取消（1年）の行政処分を受けました。

## 被害者について

被害者は夫とふたりで暮らしていました。夫は既に定年退職し、年金と今までの蓄えで暮らすどこにでもあるような平凡な老夫婦でした。家事はもっぱら、妻である被害者が行っていました。

今回の事故により介護が必要となった被害者は、これからの一生を介護施設で過ごすことになってしまい、また、夫も妻のいない自宅で一人淋しく生活することとなりました。

この事故が、平穏な老後を送るつもりだった夫婦の生活設計を激変させてしまったことは明らかです。

## この事故から学ぶ事

今回の事故の直接的な原因は運転者の脇見による前方不注視にあります。

運転者には自覚がないものの、長時間の夜間運転の疲れと単調な運転が続いたことから、無意識のうちに漫然運転に陥り、集中力や気力の低下を招き、危険に対する注意力も薄れていました。そして、前方から一瞬ではありましたが目をはなしてしまったことが今回の事故を引き起こしてしまいました。

特に深夜は周囲も暗がりによく見えないため目から得られる情報が少なくなり、ついついスピードを出しすぎる傾向にあります。運転は暗くて良く見えない分だけスピードを控えるよう心がけましょう。

交通量の少ない深夜の運転は単調なため注意力が低下し漫然運転になりがちですので、常に緊張感を持って運転に集中し、脇見することなく、スピードも控え目に保つとともに、対向車や先行車がないときにはハイビームにして、危険の早期発見に努めるという注意が必要です。



(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(公社)日本バス協会の3団体主催で「燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会」が開催され、当協会から山田会長、端専務理事が出席しました。(3月27日(金)／自由民主党本部)

旬の

「じねもん」  
味わいまっし!

JIWAMON



### タラの芽

春の山菜の王様とも言える タラの芽。ほのかな苦味と香りが、春の訪れを感じさせてくれます。タラの芽のおすすめの料理は天ぷらでサクッとした衣の中に、ほくっとした食感とほろ苦さが広がり、素材の良さを存分に楽しめます。シンプルに塩でいただくのが一番のおすすめです。他の料理としてはタラの芽のパスタもおすすめです。オリーブオイル・にんにくで炒めて、ベーコンやしらすと合わせてパスタに。春らしい香りがふわっと広がり、ちょっと大人な味わいになります。タラの芽は、少し手を加えるだけで一気に料理の主役になる食材です。天ぷらだけでなく、ぜひいろいろな調理法で春の味覚を楽しんでみてください。